

森林環境譲与税の用途について

大野町

■ 森林経営管理制度の運用方針

森林経営管理法（平成31年4月施行） 抜粋

第一条 この法律は、森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林について、市町村が経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又へ経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を講ずることにより、森林経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的とする。

第三条 森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない。

2 市町村は、その区域内に存する森林について、経営管理が円滑に行われるようこの法律に基づく措置その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

住民の生活環境の向上と、暮らしの安全・安心のため、森林経営管理法に基づき、町内の森林の適正な管理を進めることとします。

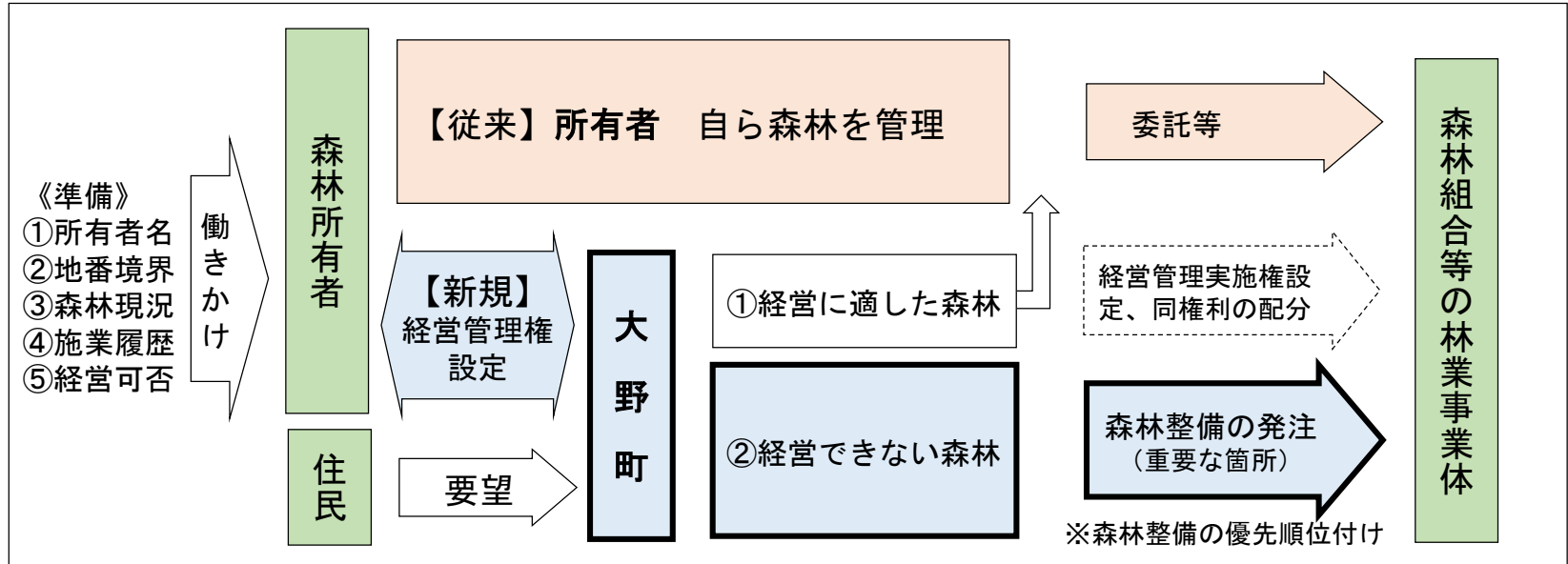
町は安定的継続的な森林管理を行うために必要な業務を実施。

法運用

所有者へ働きかけ

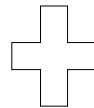
重要な箇所から森林整備を実施

森林経営管理制度の概要



【従来】 所有者が自ら森林を管理

- ・ 林業経営者、自伐林家、森林組合等へ管理委託する者
 - ・ 町（町有林管理）、財産区等
- ※管理されない森林の顕在化



【新規】 所有者が管理できない森林は町が関与

- ・ 所有者へ働きかけ（管理を促す）及び意向調査
 - ・ 所有者が自ら管理できない森林に経営管理権を設定
- ※意向調査の順、森林整備の優先順位づけ実施

森林環境譲与税の活用

森林環境譲与税（総務省ホームページ抜粋）

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市区町村において、個人住民税均等割と併せて一人年額千円が課税されます。

その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与されます。

森林環境税の収入額に相当する額は、客観的な譲与基準により、都道府県・市区町村に森林環境譲与税として譲与されます。なお、森林整備が喫緊の課題であることを踏まえ、令和元年度から譲与することとしています。森林環境譲与税は、都道府県・市区町村が、それぞれの地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用されます。

項目	大野町 (ha)	備考
森林面積	551	町面積の16.1%
民有林（国有林を除く森林）	551	
うち公有林（県、町有林等）	8	
人工林（植栽した林地）	85	人工林率15.4%
■未整備人工林（公有林等除く）	77	10年以上 放置された人工林

森林経営管理制度の運用計画 ロードマップ

